



土地改良区連合だより

足羽の清流

足羽の大地をうるおす恵みの水が
21世紀の農業農村とくらしを守る



種池町で行われた園児の田植え体験の様子

目次

理事長あいさつ	1
令和7年度 第97回臨時総会	1
令和7年度 第98回通常総会	2
令和8年度予算	2
令和6年度決算	3
施設更新積立計画について	3
水管理について	4
間断かんがいについて	4
土地改良事業について	5
お願い・お知らせ	5~7

理事長あいさつ

足羽川堰堤土地改良区連合

理事長 澤井 照男



組合員の皆様には、日頃より足羽川堰堤土地改良区連合の事業運営に対し、ご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年の干ばつでは、徳光、酒生、六条の3系統をそれぞれ1日ずつ通水するという例年より厳しい制限を強いられましたが、皆様のご尽力によりこの事態を乗り切ることができ、深く感謝申し上げます。こうした異常気象は今後も見込まれます。限られた用水を公平に供給するため、皆様のご協力を引き続きお願いいたします。

物価高騰が続いている中、一昨年からの「令和の米騒動」では、食の多様化が進んでいても、やはり日本人は「米」という強いものを改めて感じました。コメ不足で買取価格が倍増したのも束の間、今度はコメ余りによる下落が不安視されていますが、当連合は、食の安定を支える米作りのため、用水を安定供給していくことが使命であることから、施設の維持管理には万全を期して参ります。特に、足羽川用水地区の中核である足羽川頭首工の老朽化は確実に進行しますので、昨年7月の臨時総会で決議いただいた「施設更新積立計画」に基づいて、本年度から10aあたり500円を徴収・積立を行い、必要な時期に更新対策を行って参ります。

また、本年度から、将来にわたり農業水利施設を適切に保全していくための連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定に取り組みます。これは、昨年4月に施行された改正土地改良法で位置付けされたもので、「地域の農業生産基盤の保全」「土地改良区の運営基盤の強化」の2本柱で構成され、これらの将来像を描き、関係者で共有し連携して取り組んでいくものです。足羽川用水地区では、まずは左岸地域にある土地改良区で水土里ビジョンを策定して参ります。

農業集落の過疎化や土地持ち非農家の増加が進む中、幹線から末端までの農業水利施設を次世代に良好な状態で引き継いでいくため、この水土里ビジョンの取り組みについて、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

令和7年度 第97回臨時総会

令和7年7月29日(火)、足羽川頭首工管理事務所において、第97回臨時総会を開催しました。議員39名中（欠員1名）38名の出席（うち書面議決書4名）をいただき、提出しました4議案いずれも、承認及び原案のとおり可決されました。

提出議案

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 『令和6年度 事業報告・一般会計収支決算並びに財産目録』承認について |
| 議案第2号 | 『令和7年度 一般会計収支補正予算(案)』承認について |
| 議案第3号 | 『足羽川堰堤土地改良区連合 土地改良事業計画(維持管理計画書)』変更について |
| 議案第4号 | 『施設更新積立計画の制定』決議について |
| 報告第1号 | 『監査報告』について |

令和7年度 第98回通常総会

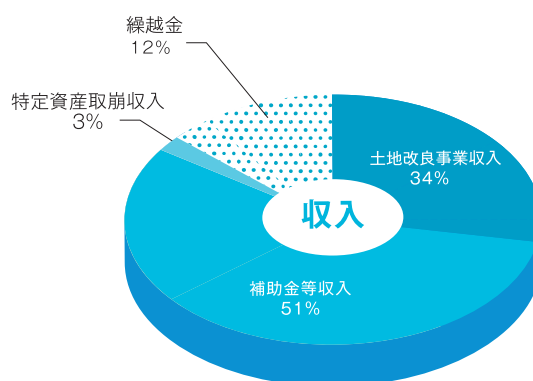
令和8年2月5日(木)、足羽川頭首工管理事務所において、第98回通常総会を開催しました。議員40名中38名の出席(うち書面議決書1名)をいただき、提出しました5議案いずれも、承認及び原案のとおり可決されました。

提出議案	議案第1号	『令和7年度 第2回 一般会計収支補正予算(案)』承認について
	議案第2号	『令和8年度 事業計画・一般会計収支予算(案)』決議について
	議案第3号	『令和8年度 分担金の賦課徴収方法とその時期』決議について
	議案第4号	『令和8年度 金銭預入先金融機関』決議について
	議案第5号	『施設更新積立金管理規程の一部変更』決議について
	報告第1号	『監査報告』について

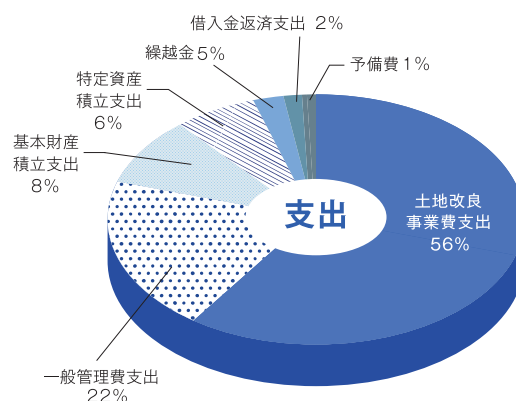
令和8年度予算

一般會計

収入		予 算 額 (千 円)
1.	土地改良事業収入	43,054
2.	附帯事業収入	6
3.	基本財産運用収入	461
4.	特定資産運用収入	40
5.	補助金等収入	64,593
6.	雑収入	3
7.	特定資産取崩収入	3,015
8.	繰越金	15,195
合 計		126,367



支 出		予 算 額 (千 円)
1.	土地改良事業費支出	71,052
2.	一般管理費支出	27,936
3.	借入金返済支出	2,000
4.	支払利息	67
5.	基本財産積立支出	9,609
6.	特定資産積立支出	8,169
7.	繰越金	6,534
8.	予備費	1,000
	合 計	126,367



積立金

堰堤維持費積立金	50,180,212円
退職給与積立金	3,076,041円

令和6年度決算

一般会計

収 入	
款	決算額(円)
1. 土地改良事業収入	35,964,018
2. 附帯事業収入	6,000
3. 基本財産運用収入	438,812
4. 特定資産運用収入	10,754
5. 補助金等収入	74,112,002
6. 雑収入	17,206
7. 特定資産取崩収入	14,097,200
8. 繰越金	15,238,239
合 計	139,884,231

支 出	
款	決算額(円)
1. 土地改良事業費支出	75,337,778
2. 一般管理費支出	32,966,055
3. 借入金返済支出	1,956,481
4. 支払利息	81,369
5. 固定資産取得支出	213,400
6. 特定資産積立支出	10,183,028
7. 予備費	0
合 計	120,738,111

歳入歳出差引残額19,146,120円を令和7年度へ繰越

施設更新積立計画について

昨年7月29日に開催した第97回臨時総会において、「施設更新積立計画」が決議されました。

つきましては、この積立計画に基づき、今年度から10a当たり500円を特別賦課金として徴収し、積立てを行ってまいりますので、皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

施設更新積立計画の概要

1 目的 当連合が管理する施設(頭首工等)について、大規模修繕及び施設更新に要する費用の積立を行うために必要な事項を定める。

2 積立計画の内容

- (1) 積立期間 令和8年度～37年度(30年間)
- (2) 積立総額 300,000千円(目標額)
- (3) 積立期間中の年度ごとの積立額 10,000千円(限度額)

3 施設更新事業等の概要

事業①(予定工期：R15～R19の5年間)

・事業内容：開閉装置、水管理システム 他

・概算事業費：約6億円

・負担額：約0.9億円(15%)

(参考) 5年間で負担した場合の10a当たり

年負担額：945円

事業②(予定工期：R30～R37の8年間)

・事業内容：本川ゲート、開閉装置、水管理システム、分水工 他

・概算事業費：約21億円

・負担額：約3.2億円(15%)

(参考) 8年間で負担した場合の10a当たり

年負担額：2,070円

4 積立金の積立て・取崩しによる土地改良区収支への影響

積立期間は、特別賦課金が10a当たり500円増える。

5 積立額の算定方法

維持管理計画書およびこの積立計画に基づいて年次計画を作成し、これを基礎として毎年度積立てる。

6 その他

この積立計画は、毎年度見直しの要否を検討する。

水管理について

足羽川頭首工における 最大取水量及び取水期間

期 間	かんがい期			非かんがい期
	4/1~ 4/20	4/21~ 5/5	5/6~ 9/30	10/1~ 3/31
最大取水量 (m/s)	5.762	9.368	7.567	4.994

用水の断水・減水について

次のような場合、用水を断水・減水することがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、断水後の通水は、水路の安全を確認し行います。

- 1 管内に大雨注意報または警報が発令され、足羽川水位の急激な上昇などにより、用水路が溢水する恐れがあるとき。
- 2 足羽川の水量が減少し、必要水量が確保できない恐れがあるとき。(間断かんがい)
- 3 管内施設の点検・整備、公共工事等で必要があるとき。

間断かんがいについて

今後の天候によっては、足羽川の水量が減少し、各受益地への用水供給が困難になると予想されます。

その場合、通水表のとおり、各用水を交互に24時間断水(減水)する方法で、間断かんがいを実施します。

なお、防火用水および生活用水として、最低限の水量は確保するように努めますが、節水へのご協力と、火災等に十分ご注意くださいようお願いいたします。

- 断水は、午後5時から翌日午後5時までの24時間。
- 必要水量が確保できている場合は実施しません。
- 当日の取水の状況は、足羽川堰堤土地改良区連合ホームページ
(<https://www.asuwagawayousui.jp/>)にて確認できます。

取水状況はこちら

※さらに通水制限を強化する必要があるときは、昨年実施した48時間断水を実施します。
実施する際は、用水役員及び総代、各町内の代表者にお知らせします。

【令和8年度 間断かんがい通水表】

6 月	13 (土)	14 (日)	15 (月)	16 (火)	17 (水)	18 (木)	19 (金)	20 (土)	21 (日)	22 (月)	23 (火)	24 (水)	25 (木)	26 (金)	27 (土)	28 (日)	29 (月)	30 (火)
断水系統	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
7 月	1 (水)	2 (木)	3 (金)	4 (土)	5 (日)	6 (月)	7 (火)	8 (水)	9 (木)	10 (金)	11 (土)	12 (日)	13 (月)	14 (火)	15 (水)	16 (木)	17 (金)	18 (土)
断水系統	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B
7 月	19 (日)	20 (月)	21 (火)	22 (水)	23 (木)	24 (金)	25 (土)	26 (日)	27 (月)	28 (火)	29 (水)	30 (木)	31 (金)					
断水系統	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A				
8 月	1 (土)	2 (日)	3 (月)	4 (火)	5 (水)	6 (木)	7 (金)	8 (土)	9 (日)	10 (月)	11 (火)	12 (水)	13 (木)	14 (金)	15 (土)	16 (日)	17 (月)	18 (火)
断水系統	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
8 月	19 (水)	20 (木)	21 (金)	22 (土)	23 (日)	24 (月)	25 (火)	26 (水)	27 (木)	28 (金)	29 (土)	30 (日)	31 (月)	9月以降				
断水系統	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	全線通水予定				

系 統	関 係 用 水
A	徳光用水、足羽四ヶ用水、足羽三ヶ用水
B	酒生用水
C	六条用水、社江守用水、木田用水



土地改良事業について

■ 防災減災機能等強化事業(団体営)

工事内容:足羽川頭首工洪水吐ゲート電動機更新(8台)等

工 期:令和7年度

事業費:40,000,000円

地元負担:9,366,445円(約23%)

※負担金は、令和7年度から5年間で積立資産を取り崩して充当します。



更新した電動機



用水路への転落にお気をつけください



足羽川堰堤土地改良区連合

水路やため池の安全を守る
水士里レンジャー



お願い

用水路を流れる生活ゴミや刈草が多く、
下流地区でこの除去に苦勞しています。
「足羽の清流」を保つため、皆様のご協力を
をよろしくお願いします。



除塵機であげられた刈草や剪定ごみ

除雪作業で水路内へ投雪され、用水の溢水被害が発生
しています。
除雪した雪を水路内に入れることのないようご協力を
お願いします。



賦課金について

令和8年度における賦課金単価と徴収期日は下記のとおりです。
期日までの納入にご協力くださいますようお願いいたします。

■令和8年度賦課金単価

※事業費負担金は、ストマネ事業で実施した水管理システムの更新及び
基幹水利施設補修事業で実施したワイヤーロープの更新

徳光用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	376.0 円
連合費賦課金	1,260.0 円
事業費負担金	307.0 円
特別事業費負担金	257.0 円
施設更新積立賦課金	500.0 円
合 計	2,700.0 円

※特別事業費負担金は、ストマネ事業で実施した除塵機・木柵補修

六条用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	500.0 円
連合費賦課金	1,260.0 円
施設更新積立賦課金	500.0 円
合 計	2,260.0 円

※事業費負担金及び特別事業費負担金(木柵補修)は
転用決済金積立資産を取り崩して充てています。

木田用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	520.0 円
連合費賦課金	1,160.0 円
事業費負担金	106.0 円
施設更新積立賦課金	500.0 円
合 計	2,286.0 円

※連合費賦課金の一部及び事業費負担金(水管理システム)は
転用決済金積立資産を取り崩して充てています。

足羽三ヶ土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	880.0 円
連合費賦課金	1,260.0 円
事業費負担金	307.0 円
償還金賦課金	4,769.0 円
施設更新積立賦課金	500.0 円
合 計	7,716.0 円

※償還金賦課金は、県営経営体育成基盤整備事業(土地総)

酒生用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	255.0 円
連合費賦課金	1,260.0 円
事業費負担金	312.4 円
施設更新積立賦課金	500.0 円
合 計	2,327.4 円

※特別事業費負担金(除塵機・木柵補修)は転用決済金積立資産を
取り崩して充てています。

足羽四ヶ用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	560.0 円
連合費賦課金	1,260.0 円
事業費負担金	308.0 円
施設更新積立賦課金	500.0 円
合 計	2,628.0 円

社江守土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	660.0 円
連合費賦課金	1,260.0 円
事業費負担金	312.0 円
施設更新積立賦課金	500.0 円
圃場整備賦課金	1,713.0 円
合 計	4,445.0 円

※圃場整備賦課金は関係組合員のみとなります。

徴収期日

令和8年6月30日(火)

口座引落日

令和8年6月25日(木)

※期日を過ぎると延滞金がかかります。

※振込手数料がかかる場合は各自ご負担願います。

※口座振替をご利用の方は、引落日までに残高の確認をお願いします。

※口座振替を新たにご利用になる方は、当事務所にて手続きをお願いします。

ただし、福井県農協の口座に限ります。

次の場合には必ず**土地改良区に届出**をお願いします

賦課金は、当該年度の4月1日現在の組合員名簿及び土地原簿面積に基づき賦課します。変更がある場合は3月31日までに届出てください。

1 組合員の資格等に変更があった場合

※組合員資格得喪通知書を提出してください。

※提出がない場合には従前の人に賦課金がかかります。

- ・農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
- ・農業者年金等による経営移譲
- ・生前一括贈与または死亡による名義変更
- ・住所、振替口座等の変更

2 土地改良施設を使用する場合

※水路占用許可申請書を提出してください。

※占用料を徴収します。

- ・用水路に橋を架ける時 等

3 農地を転用する場合

※地区除外申請書を提出してください。

- ・田んぼを宅地等へ転用
- ・公共用地(道路等)買収による転用

■ 転用決済金

施設の維持管理費用は、農地にかかる賦課金でまかなっています。農地が減少することにより、残された農地に負担が集中しないように転用決済金(地区除外決済金)を徴収します。

土地改良区名	1㎡当り
徳光用水土地改良区	134.5円
酒生用水土地改良区	100 円
六条用水土地改良区	80 円
足羽四ヶ用水土地改良区	73 円
木田用水土地改良区	78 円
社江守土地改良区	110 円
足羽三ヶ土地改良区	107 円

※決済処理をした翌年度から賦課金がかかりません。

※申請がない場合、賦課金はかかり続きます。



足羽川堰堤土地改良区連合

徳光用水土地改良区／酒生用水土地改良区／六条用水土地改良区／
足羽四ヶ用水土地改良区／木田用水土地改良区／社江守土地改良区／足羽三ヶ土地改良区



〒910-2151 福井県福井市安波賀中島町2-2-1

TEL.0776-41-4132 FAX.0776-41-4133 Email.asuwaren@mx4.fctv.ne.jp